

### 第3章 文化財の保存・活用の基本理念と基本方針

#### 1 文化財の保存・活用の基本理念

##### 歴史文化を知って守り、活かし伝える、魅力あふれる郷土ぐんま

文化財は何世代にもわたる祖先から受け継がれてきたものであり、群馬県の成り立ちや地域の歴史を示す貴重な遺産である。国や県、市町村指定の文化財はもちろん、その他多くの未指定の文化財も、地域社会の中で相互に関連性を持ちながらはぐくまれてきたものである。地域社会の根幹に係わる住民共有の財産であり、地域への帰属意識を高め、精神的な拠り所として大切にされてきた。人口減少社会において、文化財が地域社会再生の鍵として位置付けられる所以である。また昨今、海外の人々が日本文化に高い関心を寄せていることから、インバウンドの観点からも文化財の果たす役割が期待されている。

その一方、急速に社会全体が変質し住民の生活様式や価値観が変化していく現代社会においては、意識的に継承していかなければ失われてしまう危険性が高まっている。地方自治体が自ら行う保存・活用事業は、財政的にも人的にも限界があり、特に未指定文化財については手が回らない状況がある。文化財を総体として継承しようとするとき、地域社会の主体的な取組は必要不可欠であり、地方自治体は、そのような気運を醸成し継続していくような施策をとる必要がある。

そのために地方自治体は、まず文化財の悉皆的な調査や指定に向けた詳細な調査を通じて、文化財の実態や価値を「知る」ことから始めていくことが重要である。調査においては地域住民や民間団体、地元の大学や機関、企業と連携し、それらの人々が文化財を「知る」ことにもつなげていく。そのようにして把握した文化財を、指定制度や適切な修理・整備、文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等によって「守り」、わかりやすい解説や各種の活用事業によってその価値を広く「伝え」、地域住民等が文化財に親しむ機会を提供する。このような取組によって、地域社会全体が地域の文化財の価値を「知り」、官民一体となって文化財を多様な方面に「活かして」、将来に「伝え」ていこうという意識を醸成し、魅力的な群馬県の創造を目指していく。

#### 2 文化財の保存・活用の基本方針

前段に掲げた基本理念に基づき、文化財の保存・活用の基本方針を以下に示す。

##### (1) 地域の文化財の把握

- ・ 悉皆的な調査を計画的に実施して未指定を含む文化財を総体として把握し、地域の歴史文化の特徴を総合的に捉える。
- ・ 調査によって重要な文化財が発見された場合、指定等の適切な保護の方策を取る。

地域社会の根底をなす文化財は、その社会を取り巻く自然的、社会的環境の中で、それぞれの文化財がつながりを持ちながら形成されてきた。そのような文化財とそれに関わる様々な要素を一体として歴史文化と捉え、総合的な保存・活用を行う必要がある。一方、従来の文化財調査は古墳や建造物等の個別の分野に特化した調査で、個々の指定を見据えて行われたものが大半であり、地域を構成する資源や要素として一体的に捉えるという視点に欠けていた。文化財の散逸、

滅失の危険性が増している現状では、各地域における文化財総体を把握した上で、その歴史文化を特徴付けるものや、他にはない価値を見いだすことが重要である。そのためにも、未指定を含めた地域の全ての文化財について、悉皆的な調査が必要となる。未指定の文化財の中には、その存在や価値が認識されないまま保護の方策が取られていないものも多く、調査によって文化財が発見された場合は、指定を含めた適切な保護の方法をとるようにする。

このような管内の文化財の総合的な調査は、市町村の「文化財保存活用地域計画」の作成や推進を図る上で必要となることから、県は市町村と連携し、民間団体や外部の専門人材、地域住民等の協力を得て、計画的に進めるよう支援していく。また、これまでに歴史文化基本構想を策定した市町村については、それを活用した立案を支援していく。これによりそれぞれの地域の状況を集約し、全県的な視点からの保存・活用の取組を検討し、継続的に実行していく。

## (2) 文化財の確実な保存管理

- ・専門家による定期的な保存状態の把握と、計画的な修理・整備の実施。
- ・所有者や管理団体に対し財政面での支援や助言、必要な情報提供を行うとともに、文化財の保存に向けた意識の醸成を図る。
- ・文化財単体のみならず、周辺環境や景観を含めた保全を図る。
- ・文化財保存活用地域計画や個別文化財の保存活用計画の作成を推進し、未指定を含む地域の文化財総体の計画的な保存・活用を図る。
- ・防災・防犯対策の強化。

文化財を活用するには、適切な保存・管理が不可欠であり、その本質的な価値を低下させるような活用はあってはならない。その一方で、保存と継承に地域社会の理解と協力を得るためには、活用によってその価値を周知することが大切である。文化財がもつ本来の価値を損なうことなく継承するには、常に保存と活用のバランスに注意し、両立させることを心掛けなければならない。

文化財を活用できる状態を維持しながら将来へ継承するには、専門家が定期的に状態を確認し、計画的に修理や整備を行うことが重要である。有形の文化財は、経年劣化を完全に防ぐことは不可能であり、点検と維持的な修理を適切な周期で行うことにより、本格的な根本修理の時期を遅らせ、経費を抑えるなどの効果も期待される。定期的な修理の実施は、修理に必要な素材の準備や技術の継承、技術者の確保にも有効である。

個人の所有者については、代替わり等による意識の変化が文化財の保存に大きく影響するため、日頃からその価値や保存の意義、活用のあり方等について啓発していくことが大切である。また、費用面の負担から適切な保存管理や活用が困難な場合もあり、県や市町村は補助金制度による財政面での支援の他、相談や助言、民間の助成制度やクラウドファンディングの活用、支援団体等の情報提供等を行う必要がある。特に建造物は、維持に多額の経費がかかることが次世代への継承を妨げる大きな要因であるが、近年では古民家等の歴史的建造物の再生やリフォームに対する国の補助金や助成制度が設けられており、未指定の建造物も対象にしている制度もある。地域創生やインバウンド対策として建造物の保存と活用を目指した制度であり、積極的に利用したい。

また、建造物や記念物等については従来から周辺環境や景観の保全が考慮されていたが、今後

地域の魅力を向上するような文化財の保存・活用を考えた場合、それらの良好な状態での保全は一層重要であり、そのために都市計画部局等と連携して適切な保護の対策を検討していく必要がある。天然記念物の動物・植物・樹木については生命を持っているという特質があり、絶滅・枯死・倒木を防ぐ観点からも、地域の環境を含めた保存管理の計画を整えていくことが必要である。その他にも、文化財を支える人々の活動や維持・継承するための技術、関連する歴史資料や伝承等、文化財に関わる様々な要素を含めた周辺環境の保全を検討していかなければならない。

民俗文化財については、確実な継承を図るためには詳細な映像記録の作成が不可欠で、一連の工程や所作等を継続的に映像で記録しておく必要がある。文化財保護法の改正によって、国指定の無形・有形民俗文化財についても保存活用計画に関する規定が新設されたが、その中でも映像記録の作成が求められている。

近年多発している災害や盗難への対策も早急に進める必要がある。消火設備や防犯カメラの整備等ハード面での対応と人的体制の整備等による日常的な管理の強化、消防・警察・地域の自主防災組織等との協力体制の構築、訓練の実施等により、防災・防犯体制の強化に努めていく。

文化財を活用しつつ確実に保存していくためには、個別の文化財の保存活用計画の策定が有効である。国指定文化財や国登録文化財は、所有者や管理団体が保存活用計画を策定して国の認定を受けることにより、計画に具体的に記載されている行為については、許可や届出等の一部の事務手続きを弾力化することができる。保存活用計画の策定により、所有者や管理団体が取り組む範囲が明確になれば、地域や行政が共通認識を持つことができ、支援の強化も期待される。

また、未指定文化財を含めた地域の文化財全体の保存・活用については、市町村が作成する文化財保存活用地域計画（以下地域計画）に方針を示すことが必要となる。地域計画は、指定・未指定を含めた地域の文化財総体の保存・活用の方針を示すものであり、従来の保護制度では手薄であった未指定文化財の保護も推進することが可能となる。なお、この地域計画にも国の認定制度があり、認定を受けた市町村は、国の登録文化財とすべき物件の提案や、これまでは市までにしか認められていなかった一部事務の権限を町村が担えるようになる。

このように、改正文化財保護法に規定された個別文化財の保存活用計画と市町村の地域計画は、文化財の確実な保存と適切な活用にとって有益なものであり、県は、所有者や管理団体、市町村による計画の策定を推奨し、作成にあたって、必要な情報の提供や指導、支援を行っていく。

なお、文化財のうち個人所有の美術工芸品は売買の対象となる場合があり、これまでも有償で譲渡され、県指定文化財の所在が不明となった事例がある。県や市町村にとって重要な文化財が県外へ流出することは避けなければならない、日頃から所有者と連絡を取りながら定期的な所在確認を行うことが大切である。博物館等への寄託や公開等の一定の条件を満たせば、一部の相続税の納付が猶予される制度も設けられており、これらの制度について情報提供し、所有者にその利用を奨めていくなどの働きかけが必要である（コラム3参照）。所有者の有償譲渡の意向が強ければ、県や市町村における価値付けや重要性を勘案した上で、購入についても検討すべきである。

### コラム3 個別の文化財の保存活用計画

国指定重要文化財や国の登録有形文化財については、個別の保存活用計画を作成し、国の認定を受けることで一部事務手続きの弾力化等のメリットがあるが、その他にも、一部の美術工芸品について、一定の条件を満たせば相続税の納付が猶予される特例制度が創設された。

これは、国指定の美術工芸品と、国登録の美術工芸品のうち特に優れた価値を有するものを対象とし、博物館や美術館等に寄託して国の認定を受けた保存活用計画に従って保存・活用を行うことを条件に、所有者に対し、課税価格の80%に相当する相続税の納税を猶予するものである。この制度を利用することで、相続を機に美術工芸品の適切な保存と活用が途絶え、確実な継承ができなくなることを防ぐとともに、美術館や博物館等での公開が促進されるものと期待される。優れた美術品を鑑賞する機会を多くの人に提供し、観光や地域振興にも資するものであり、美術工芸品の個人所有者に対し積極的に制度を周知し、利用を推奨していきたい。

### (3) 市町村・地域住民と連携した保存・活用

・文化財の調査や活用を通じて地域住民の理解を深め、行政と地域住民や民間団体等が連携してその保存・活用を図る。

地域の文化財の中には、あまりに身近にあることから、住民がその価値を十分に認識していないものも少なくない。前段で述べた文化財の総合的な調査は、住民や民間団体に参加してもらうことで地域の文化財への理解を促し、その価値を認識してもらうためにも有効である。地域住民が主体となる公民館活動等を積極的に調査の体制に組み入れ、協力体制を構築していくことが必要である。地域の郷土史家のような人材の発掘や、担い手を確保することにも役立つであろう。

地域の理解を得るためには、文化財の活用も重要である。適切な保存が前提ではあるが、文化財を展示、公開し、間近に見てふれて楽しむことにより、文化財の価値や魅力を実感することができる。地域の環境や歴史の中で形作られてきた文化財をシンボルとして地域づくりに取り込むことにより、住民の地元に対する誇りや愛着を深めていくことも可能であろう。祭礼や習俗等の民俗文化財は、住民の精神的な連帯の象徴となり得るものであり、住民が参加、体験する機会を提供することにより地域社会固有のものとして愛着を持ち、帰属意識を高めることが期待される。住民全体が文化財の価値を理解し、地域共有の財産として認識することによって、確実に保存していくための基盤が作られるのであり、県や市町村は、そのような理解と認識を深める取組を進め、住民が主体的に文化財を継承していこうとする意識を育てていかなければならない。

史跡の解説や町歩きボランティアガイド等、地域で活動している民間団体も多く、市町村はこのような団体との連携を積極的に図り、地域住民はもちろん、地元の大学や関係機関、企業等も巻き込んで、保存・活用に取り組む体制の構築を目指していく。改正文化財保護法では、市町村は地域において文化財の保存・活用に取組む民間団体を「文化財保存活用支援団体」に指定することができ、円滑な連携を図るため、条件に合致した団体の指定を検討していく。

県も市町村を支援するとともに、県内で広域に取り組むべき課題を把握し、関係する市町村と連携を図り、課題の解決に努めていく。

### (4) 文化財を活用した地域づくり

・特徴的な文化財を地域づくりの核として活用することで、魅力の向上や活性化を図る。

地域社会が地元にある文化財の特徴を把握し、その価値を正しく認識していれば、それらを地



域づくりの核として幅広く活用することができる。地域の文化財の特色を明確にし、独自性を活かすことによって、観光や地域振興につなげることも可能である。観光や地域振興の部局とも連携して、当該地域でしか味わえない魅力的な文化財を提供することにより、地域の特色づくりによる活性化を図っていく。人口減少社会においては土地利用に余裕が生まれることも想定され、今後の都市計画や再開発事業の中で、重要な史跡や建造物等の周辺にバッファゾーンを設定して環境整備を図ることも検討することができる。

このような取組においては、文化財の固有の特徴と地域が抱える課題によって、活用の方法を検討する必要がある。従来から行われている展示・公開にとどまらず、関係人口の増加を目指した文化財建造物でのイベント開催や、リピーターの増加に向けた多彩な文化財ガイドツアーや体験プログラムの整備、生活や就業の場を提供し外部からの定住人口の呼び込みを図る歴史的建造物のリノベーション等、地域の課題や目的に応じた活用事業の実施を検討していく。

こうした活用では、文化財の適切な保存と価値の磨き上げ、効果的な情報発信が必要である。国や地方自治体の補助制度に加え、入場料や利用料等の収益や、地元企業との提携、クラウドファンディング等による資金確保とあわせ、保存と活用の良好なサイクルの構築を図っていく。

また、地域づくりへの歴史的建造物の活用については、地域で活動する NPO 等の民間団体が主体的に取り組むことが必要である。歴史的建造物を活動の場として管理運営を担ったり、空き家となった歴史的建造物の再生、その保全や活用の専門家を養成し、所有者等への技術的な支援を目指すような民間団体が各地で活動しており、文化庁でも、平成 28 年度からモデルとなる事業を公募し、民間団体への委託事業として実施している。市町村は、文化財保存活用支援団体への指定も視野に、このような民間団体の活動を支援し育成を図っていく。

群馬県には、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」をはじめ、日本遺産「かかあ天下一ぐんまの絹物語」や県が独自に登録した「ぐんま絹遺産」等、蚕糸業を中心とするストーリーにまとめられた文化財群が各所に所在している。また館林市は、独自で日本遺産「里沼 (SATO-NUMA) - 『祈り』『実り』『守り』の沼が磨き上げた館林の沼辺文化」を有しており、これらの文化財群の地域づくりへの積極的な活用が期待される。

#### (5) 学校教育との連携

・文化財を学校教育に活用することにより、児童・生徒が地域への誇りと愛着を持ち、保存・継承の担い手となるよう育成を図る。

文化財を核とした地域づくりにおいて、学校教育との連携は非常に有効である。子どもの頃から地域の歴史や成り立ちを学び、その中で形作られてきた様々な文化財に触れ、その価値を実感することにより、地域への誇りと愛着が醸成されていく。県の教育振興基本計画でも、郷土の文化財を活用した学びの推進を取組の一つとして位置付けており、それらを学校教育に活用することを促していく必要がある。文化財部局と学校部局が密に連携し、イベントや教材作りに止まることなく、学校の授業等の指導計画に明確に位置付けた継続的な取組を推進していく。

市町村でも、校外学習や出前授業、職場体験等で地域の小中学校との連携に取り組んでいる。高崎市のかみつけの里博物館では地域の小学校と年間を通した連携授業を実施しており、富岡市

では小学生を対象とした富岡製糸場の解説員養成講座を開催、館林市では小学6年生に市史の普及版を配布して授業で活用しており、渋川市でも地域の文化財の記録映像を小中学校の授業で活用するなど、注目すべき事例も見受けられる。

学校教育では、近年は地域と連携・協働して様々な活動を推進する体制が求められており、各種団体が学校行事に協力している例も多い。市町村が、このような連携の相手として地域の民俗芸能の保存団体等を学校へ紹介し、その後押しをしていくことも有効である。学校と保存団体との関係が強化されれば、児童・生徒が卒業後に団体に所属し、引き続き民俗芸能の担い手となることも期待される。

このような取組によって、児童・生徒を将来的に地域の文化財を保存・継承していく担い手として育成することを目指していく。児童・生徒への働きかけによってその親世代への波及効果も期待でき、より親と行動する機会の多い幼稚園・保育園から同様の取組を行うことも有効と思われる。



かみつけの里博物館と小学校との連携事業  
(かみつけの里博物館提供)

#### (6) 文化財の保存・活用を担う人材の育成

・行政組織における専門職員の継続的な確保と育成とともに、関連する外部の専門人材や民間団体、地域人材との連携を推進し、その活用を図る。

文化財の保存や活用には、専門的な知識と技能を有する人材の存在が不可欠である。専門知識を持つ人材が不在のまま文化財の保存・活用を推進した場合、破損や劣化等、かえってその価値の低下や滅失を招く恐れさえある。そのため、県や市町村は、文化財に関する専門知識や技能を持つ職員を採用するなど人材を継続的に確保し、育成していかなければならない。

行政組織での人材育成以外に、文化財の保存・活用に係わる民間団体等の育成や連携にも力を入れていく必要がある。本県では、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の普及・啓発活動を行っている富岡製糸場世界遺産伝道師協会や、歴史的建造物の保存・活用の専門家であるヘリテージマネージャー協議会、地域の歴史文化の研究を行っている群馬県地域文化研究協議会、動植物や地質・地形等の調査研究を行う群馬県自然環境調査研究会、県内の郷土芸能を支援しているぐんま郷土芸能助っ人塾、天然記念物の巨樹・古木の管理や樹勢回復に実績のある日本樹木医会等のほか、多くの無形民俗文化財の保存団体等が活動している。県や市町村とこのような団体が連携して文化財の保存・活用を進めるため、その活動を支援していく必要がある。その他、県が実施した古墳総合調査に多くのボランティアが県民調査員として参加したように、潜在的な地域人材も多数存在していると思われ、そのような人材を掘り起こし、地域ボランティアとして育成することは今後の文化財の保存・活用にとって非常に重要であり、積極的に取組んでいかなければならない。



古墳総合調査事業での県民調査員の調査風景

県内の大学や関係機関と連携した人材育成も視野に入れる必要がある。県内には公立・私立含め18の大学・短期大学があり、国文学や美学・美術史、建築学等の専攻を持つ大学もある。そのような大学に文化財調査や保存・活用事業の協力を求める中で、関連する分野を専門とする学生を育成してもらうなどの働きかけを検討していく。

#### (7) 活用と情報発信の強化

- ・文化財の保存と継承への理解を進めるため、積極的な活用と情報発信を図る。
- ・インバウンドに対応した活用と情報発信の推進。
- ・デジタルツールの活用やユニークベニュー等、新たな手法による活用と情報発信の強化を図る。

文化財保護法では、これまでも文化財所有者の心構えとして文化財を大切に保存するとともに公開等の文化的活用に努めなければならないとしていたが、今回の改正にあたり一層の活用推進が図られている。平成30年(2018)には、国宝・重要文化財を借用して展示・公開する際の取扱要綱が改訂され、脆弱なものを除き公開日数が大幅に延長されている。これらの措置により、博物館等での公開の機会を増加するよう取組んでいく。

また、インバウンドに対応した活用と情報発信は、今後一層重要となってくる。外国語での情報発信や海外からの来訪者の受入体制の整備は、地域への経済的な効果だけでなく、外国人を含めた関係人口の拡大も期待できる。そうした外国人とのつながりの中で、地域の人々が文化財の価値を再発見し、郷土愛の育成につなげるよう努めていく。

近年は、個人利用に限定して展示品の撮影を許可する博物館等が増えている。現在は、スマートフォンの普及により誰もが手軽に写真を撮ることができ、魅力的な文化財を自身で撮影したいとの見学者の要望は高まっている。SNS等で展示品の写真を発信する見学者も多く、宣伝効果も期待され、文化財へ悪影響を与えない範囲において、要望に応えることも必要である。県内でも写真撮影を認める博物館や資料館は増えており、寄託物等についても所有者に理解を求め、対象を拡大していくよう働きかけていく。

文化財の活用は、実物や現地の公開・活用のみではなく、映像記録やVR・AR技術の活用、冊子やホームページによる文化財情報の提供等、利便性を高めることも大切である。近年は、地方自治体がSNSやスマートフォン用のアプリを活用して、情報発信を行うことも盛んになっている。このような新たなツールは、これまで文化財に接することが少なかった世代にアピールする有効な手段であり、今後より一層の活用を図っていく。

近年は、歴史的建造物を「ユニークベニュー」として活用したり、古民家を店舗や宿泊施設とするなどの取組が行われ、好評を博している。文化財への理解が深まることも期待され、適切な保存管理を行った上で、このような取組への支援も進めていく。